

2019年1月25日

愛知・豊川幼児殺人事件

再審請求棄却の不当決定！

えん罪豊川幼児殺人事件田邊さんを守る会

日本国民救援会中央本部

同 愛知県本部

再審・えん罪事件全国連絡会

本日、名古屋高等裁判所刑事第1部（山口裕之裁判長）は、豊川幼児殺人事件の再審請求審において田邊雅樹さんの再審請求を棄却する決定を行いました。

私たちは、弁護団が提出した新証拠をいっさい事実調べもせず、再審請求を棄却した不当決定に断固抗議するものです。

この事件は、2002年にトラック運転手の田邊雅樹さんが、豊川市内のゲームセンター駐車場に駐車されていた車から当時1歳10ヶ月の男児を連れ去り、そこから直線距離にして約4キロメートル離れた御津町の海に幼児を投げ捨てて殺害したとされるものです。

この事件には物的証拠が何もなく、犯行の目撃者もなく、捜査段階における警察の暴力的な厳しい取り調べによる「自白」だけが有罪の根拠とされました。田邊さんは公判で一貫して無実を訴え続けましたが、自白の信用性を否定した一審無罪判決の後、検察の控訴によって二審の高裁で逆転有罪となり、懲役17年の刑が確定して大分刑務所に収監されました。

今回の不当決定は、弁護団が確定判決の証拠構造の脆弱性を指摘し、裁判所に対して再三にわたって、証拠開示と新証拠の事実調べを行うよう求めてきたにもかかわらず、裁判所はこれに応えず、刑事裁判において最も重視すべき真実の発見に背を向けた上で出された極めて悪質で怠惰の極みの結果ともいえるものです。

私たちは、これまで全国から寄せられたご支援に心からの感謝を申し上げるとともに、これまでと同様、弁護団と手を携えながら田邊雅樹さんの雪冤のために引き続き奮闘するものです。

以上